

契約種別定義書

【GREENa スタANDARD ナイト割 A】

(関西電力エリア)

TG オクトパスエナジー株式会社

2022年2月1日実施

目次

1. 適用.....	1
2. 定義.....	1
3. 季節区分および時間帯区分.....	1
(1) 季節区分.....	1
(2) 時間帯区分.....	1
4. 契約種別.....	2
5. GREENa スタンダード ナイト割 A.....	2
(1) 適用範囲.....	2
(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数.....	3
(3) 契約電力.....	3
(4) 電気料金.....	4
6. 使用電力量の算定.....	4
7. 本定義書の変更および廃止.....	5
別表.....	6
1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金.....	7
2. 燃料費調整.....	7
3. 休日等.....	9

1. 適用

- (1) 契約種別定義書【GREENa スタANDARD ナイト割 A】（関西電力エリア）（以下「本定義書」といいます。）は、当社の電気供給約款（グリーンナでんき）【低圧】（以下「電気供給約款」といいます。）に基づき、電灯または小型機器をご使用のお客さまへ電気を供給するときの料金、その他の条件を定めたものです。
- (2) 本定義書は以下の地域に適用します。滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（一部を除きます。）、福井県の一部、岐阜県の一部、三重県の一部
- (3) 本定義書に定める料金単価および燃料費調整における調整単価の金額はすべて消費税等相当額を含みます。

2. 定義

次の言葉は、本定義書、契約種別に応じた料金表およびこの供給契約において、それぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 実量契約
メーターで計量した過去1年間（その1月と前11か月）の各月の最大需要電力のうちの最も大きな値にもとづき契約電力を決定する契約方式をいいます。
- (2) 最大需要電力
お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送供給等約款」といいます。）に定める接続供給電力の最大値をいいます。

その他、本定義書において使用される言葉は、別段の定めがない限り電気供給約款によるものといたします。

3. 季節区分および時間帯区分

- (1) 季節区分は次のとおりといたします。
 - ① 夏季
毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。
 - ② その他季
毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。
- (2) 時間帯区分は次のとおりといたします。
 - ① デイタイム
毎日午前10時から午後5時までの時間をいいます。ただし、別表3（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

- ② ホームタイム
 デイタイムおよびナイトタイム以外の時間をいいます。
- ③ ナイトタイム
 毎日午前0時から午前7時までおよび午後11時から翌日の午前0時までの時間をいいます。

4. 契約種別

本定義書における契約種別は、次のとおりといたします。

需要区分	契約種別	契約方式
電灯需要	GREENa スタンダード ナイト割 A	実量契約等

(1) 適用する契約種別について

新たにお客さまが「GREENa スタンダード ナイト割 A (関西電力エリア)」にお申込みされた場合、原則として当該一般送配電事業者が当該需要場所に定めた契約方式により、上記の表にしたがい適用する契約種別を定めるものといたします。ただし、当該一般送配電事業者が負荷設備契約として契約方式を定めていた場合は、当社は実量契約に変更いたします。

5. GREENa スタンダード ナイト割 A

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当し、かつ、当社との協議が整ったお客さまに適用いたします。

- ① お客さまが1年を通じて「GREENa スタンダード ナイト割 A」の適用を希望されること。「GREENa スタンダード ナイト割 A」の料金適用開始の日以降1年目の日が属する月の計量日までは、原則としてこの契約種別以外の契約種別に供給契約を変更することはできません。ただし、「GREENa スタンダード ナイト割 A」をご契約中のお客さまが「GREENa RE100 ナイト割 A」への変更を希望され、当社との協議が整った場合は、契約種別を変更することがあります。
- ② 電灯または小型機器の総容量が原則として400ボルトアンペアをこえ、契約電力が原則として50キロワット未満であること。
- ③ 1需要場所において動力とあわせて契約する場合は、契約電力と契約電力との合計が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において動力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上、低圧での電気の供給が適当と認めたときは、①に該当し、かつ、②の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトとすることがあります。

(3) 契約電力

① 各月の契約電力は、次の場合を除き、その 1 月の最大需要電力と前 11 月（特別の事情がある場合は、前 11 月以内でお客さまとの協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

(イ) 新たに電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降 12 月の期間の各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月まで（特別の事情がある場合は、料金適用開始の日から前月までの間でお客さまとの協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、本定義書により新たに電気の供給を受ける前から引き続き当該一般送配電事業者の供給設備を利用される場合には、本定義書による電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上、本定義書によって受けた電気の供給とみなします。

(ロ) 需要場所における負荷設備を増加される場合等で、増加された日を含む 1 月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその 1 月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前 11 月（特別の事情がある場合は、前 11 月以内でお客さまとの協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その 1 月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前 11 月（特別の事情がある場合は、前 11 月以内でお客さまとの協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その 1 月の増加された日以降の期間は、その期間の最大需要電力の値といたします。

(ハ) 需要場所における負荷設備を減少される場合等で、1 年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなきは、減少された日を含む 1 月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前 11 月（特別の事情がある場合は、前 11 月以内でお客さまとの協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降 12 月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む 1 月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、需要場所における負荷設備の内容、電気のご使用状況等にもとづいて、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降 12 月の期間で、その 1 月の最大需要電力と減少された日から前月

までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

- ② ①により算定された値が 0.5 キロワット以下となる場合の契約電力は、電気供給約款第 4 条（単位および端数処理）にかかわらず、0.5 キロワットといたします。

(4) 電気料金

料金は、基本料金、電力量料金および本定義書別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、本定義書別表 2（燃料費調整）(1)④によって算定された燃料費調整額を差し引き、または加えたものとします。

① 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

1 契約につき最初の 10 キロワットまで	2,200 円 00 銭
上記をこえる 1 キロワットにつき	396 円 00 銭

② 電力量料金

電力量料金単価は、その 1 月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。デイトタイムのうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

デイトタイム	夏季料金	1 キロワット時につき	28 円 96 銭
	その他季料金	1 キロワット時につき	26 円 33 銭
ホームタイム	1 キロワット時につき		22 円 89 銭
ナイトタイム	1 キロワット時につき		15 円 20 銭

6. 使用電力量の算定

- (1) 使用電力量の算定は、電気供給約款第 20 条（使用電力量等の計量）に定めのあるとおり、当該一般送配電事業者の託送供給等約款に従って行われるものといたします。
- (2) 料金の算定期間における各時間帯別の使用電力量は、時間帯別に、30 分ごとの使用電力量を、料金の算定期間において合計した値といたします。デイトタイムおよびホームタイムの使用電力量は、それぞれ当該時間帯における 30 分ごとの使用電力量を合計した値とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。また、ナイトタイムの使用電力量は、原則としてその 1 月の使用電力量からその 1 月のデイトタイムおよびホームタイムの使用電力量を差し引いた値といたします。

- (3) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、使用電力量は、当該一般送配電事業者が定める託送供給等約款にもとづき、当該一般送配電事業者と当社との協議を踏まえ、お客さまと当社または当該一般送配電事業者との協議によって使用電力量を定めます（ただし、当該一般送配電事業者が直接お客さまと協議する場合には、お客さまと当該一般送配電事業者との協議により定めた値を、計量された使用電力量といたします。）。この場合、協議により定めた値を、計量された使用電力量といたします。

7. 本定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、本定義書を変更する場合には、電気供給約款第2条（電気供給約款の変更等）に準じます。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の定義書によります。
- (2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ウェブサイトでの掲載その他適切な方法によりお客さまにお知らせいたします。
- (3) 本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、電気事業法にもとづく供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款第2条（電気供給約款の変更等）に準じます。

別 表

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 32 条第 2 項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定め ます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

① 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

② お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、①にかかわらず、①によって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものいたします。なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

2. 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

① 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.0140$

$\beta = 0.3483$

$\gamma = 0.7227$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

② 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,100 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (27,100 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,100 円を上回り、かつ、40,700 円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 27,100 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 40,700 円を上回る場合
平均燃料価格は、40,700 円といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (40,700 \text{ 円} - 27,100 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

③ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間

毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

④ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に②によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	16銭5厘
------------	-------

3. 休日等

本定義書において、休日等とは、次の日をいいます。

土曜日

日曜日

「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

1月2日

1月3日

4月30日
5月1日
5月2日
12月30日
12月31日